

お知らせ

制度・業務

防災 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限5万円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度：工事費用の80%（上限100万円）

②耐震シェルター設置補助制度：設置費用の70%（1戸あたり上限40万円または所得により60万円）

③木造住宅除却補助制度：上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 営繕課 ☎892-0121

申請 耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

この制度は、「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が受け取る制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領できるのは申請者と契約した業者に限りです。

☎ 営繕課 ☎892-0121

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。

また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60センチ以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60センチ以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出したりしないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60センチ以下とし、60センチを超える部分は軽量のフェンスとすること

▷改修により生け垣を設置する場合は、1メートルあたり2本以上連続して植えること

※高さはいずれも道路面からの高さです。

補助額 ①撤去：費用の80%（上限10万円）

②改修：費用の80%（上限20万円）

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

申込・☎ 営繕課 ☎892-0121

子育て 児童扶養手当の定例払い

7月の定例払いは7/9(金)です。

この手当は父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童）を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する人に支給されます。

受給には公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者（同居の親族）の所得制限、支給要件などの条件があります。また、受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受け付けも行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 7/3(土)・11(日)・17(土)・25(日)9:00～12:00
※予約優先制。

予約サイト <https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>

予約電話 ☎0570-048978

（平日9:00～17:30）

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しく下さい。

※予約は申請・交付のみです。電子証明書の更新手続き等は予約不要です。

※詳細は、ホームページまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121



福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金（または特別児童扶養手当）1級に該当する

※所得制限あり。助成開始は申請月から。

申込・☎ 障がい福祉課 ☎893-6400



福祉 軽度難聴児の補聴器購入等助成事業

補聴器の購入等にかかる費用の一部を助成します。なお、対象となる補聴器の種類、台数、交付額には定めがあります。

対象 次の要件全てに該当する人

①18歳未満

②保護者が市内居住

③両耳の聴力レベルが30dB以上

④身体障がい者手帳に該当せず、国の補装具制度や大阪府難聴児補聴器交付事業等の対象とならない

⑤本事業により再支給を受ける場合、前回交付決定日から5年以上経過している（ただし、修理・交換を除く）

⑥保護者が属する世帯に、市町村民税所得割額が46万円以上の人がない

申請に必要なもの

医師の意見書（所定の様式。障がい福祉課で配布）、見積書、印鑑、検査料がかかった場合、領収書（原本）と振込先口座の分かるもの

☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

税・保険・年金

税 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告などに基づき、予定納税が必要な人には、6月中旬に予定納税額の通知書を送付しています。

廃業、休業または業況不振等の理由で、予定納税の減額申請をする場合は、7/15(木)までに「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

納期限・振替日 8/2(月)

☎ 枚方税務署 ☎844-9521

税 市税の納期限

固定資産税・都市計画税第2期分の納期限は8/2(月)です。期限までに納めてください。

☎ 税務室 ☎892-0121